

〔平 16.10.12〕
〔基礎小 22-3〕

資 料

（酒 税 関 係）

目 次

・ 消費課税（国税）における酒税の位置付け	1
・ 酒税法における酒類の分類及び定義	2
・ 酒税の税率	3
・ 主な酒類の酒税負担	4
・ 欧米諸国の酒税制度の概要	5
・ 酒税の課税実績（平成 15 年度）（概数）	6
・ 酒類課税数量と課税額の推移	7
・ 酒類課税数量の構成の変化	8
・ 近年の酒類課税数量の推移	9
・ 成人人口 1 人当たり酒類消費数量等の推移	10
・ 酒類消費金額（1 世帯当たり・年間）の推移	11
・ あるべき税制の構築に向けた基本方針（平成 14 年 6 月）（抄）	12
・ 近年の酒税関係の改正の概要	13
・ 酒類間の税負担格差の縮小（平成 15 年度改正）	14
・ ビール・発泡酒等の酒税額等	15
・ ビール・発泡酒等の課税数量の推移（大手 5 社ベース）	16
・ ビール風酒類の販売の実態	17

消費課税（国税）における酒税の位置付け

税 目 等	課 税 対 象	平成16年度 予 算 額	構 成 比
国 税 収 入 計	—	442,327 億円	100.0 %
消 費 課 税 計	—	175,215	39.6
消 費 税	資 産 の 譲 渡 等	95,630	21.6
個 別 間 接 税 計	—	79,585	18.0
酒 税	酒 類	15,880	3.6
た ば こ 税 等	製 造 た ば こ	11,336	2.6
揮 発 油 税 等	自動車燃料等（揮発油等）	31,677	7.2
自動車重量税	検 査 自 動 車 等	11,265	2.5
航空機燃料税	航 空 機 燃 料	1,064	0.2
電源開発促進税	一般電気事業者の販売電気	3,593	0.8
石油石炭税	原 油 等	4,770	1.1

- （備考） 1. 上記の予算額には、一般会計分(417,470億円)の他、特別会計分を含む。
 2. 上記以外に「消費課税」に含まれるものとして、関税、とん税等があり、
 これら（税込 8,533億円）を加えた場合の国税収入に占める消費課税の割合
 は41.5%となる。

酒税法における酒類の分類及び定義

種 類 (酒税法第2条第2項)	品 目 (酒税法第4条第1項)	主 な 製 造 方 法
清 酒		* 米・米こうじ・水を原料として発酵させてこしたもの * 米・米こうじ・水、その他政令で定める物品を原料として発酵させてこしたもの
合 成 清 酒		* アルコール・しょうちゅう・ぶどう糖等を原料として製造した酒類で清酒に類似するもの
しょうちゅう	しょうちゅう甲類	* アルコール含有物を連続式蒸留機で蒸留したものでアルコール分36度未満のもの
	しょうちゅう乙類	* アルコール含有物を上記以外の蒸留機で蒸留したものでアルコール分45度以下のもの
み り ん		* 米・米こうじにしょうちゅう又はアルコール、その他政令で定める物品を加えてこしたもの
ビ ー ル		* 麦芽・ホップ・水を原料として発酵させたもの * 麦芽・ホップ・水、麦・米等政令で定める物品を原料として発酵させたもの
果 実 酒 類	果 実 酒	* 果実を原料として発酵させたもの
	甘 味 果 実 酒	* 果実酒に糖類・ブランデー等を混和したもの
ウイスキー類	ウ イ ス キ ー	* 発芽させた穀類・水を原料として糖化させて発酵させたアルコール含有物を蒸留したもの
	ブ ラ ン デ ー	* 果実・水を原料として発酵させたアルコール含有物を蒸留したもの
スピリッツ類	ス ピ リ ッ ツ	* 清酒からウイスキー類までのいずれにも該当しない酒類でエクス分2度未満のもの
	原料用アルコール	* アルコール含有物を蒸留したものでアルコール分45度を超えるもの
リキュール類		* 酒類と糖類等を原料とした酒類でエクス分が2度以上のもの
雑 酒	発 泡 酒	* 麦芽又は麦を原料の一部とした酒類で発泡性を有するもの
	粉 末 酒	* 溶解してアルコール分1度以上の飲料とすることができる粉末状のもの
	そ の 他 の 雑 酒	* 清酒から粉末酒までのいずれにも該当しない酒類

【10種類】

【11品目】

酒税の税率

区 分		アルコール分	1ℓ当たり税率	アルコール分 1度当たり税率
		度	円	円
清 酒		15.0	140,500	9,367
合 成 清 酒		15.0	94,600	6,307
し ょ う ち ゅ う		20.0	198,480	9,924
		25.0	248,100	
		35.0	347,340	
み り ん		13.5	21,600	1,600
ビ ー ル		—	222,000	44,400
果 実	果 実 酒	—	70,472	5,873
酒 類	甘 味 果 実 酒	12.0	103,722	8,644
ウ イ ス キ ー 類		40.0	409,000	10,225
ス ピ リ ッ ツ 類		37.0	367,188	9,924
リ キ ュ ー ル 類		12.0	119,088	9,924
雑 酒	発泡酒(麦芽50%以上)	—	222,000	44,400
	〃 (麦芽25~50%未満)	—	178,125	35,625
	〃 (その他)	—	134,250	26,850
	粉 末 酒	—	320,500	—
	その他の雑酒(みりん類似)	13.5	21,600	1,600
〃 (その他)		12.0	103,722	8,644

(参考)通常商品1本当たりの酒税額等

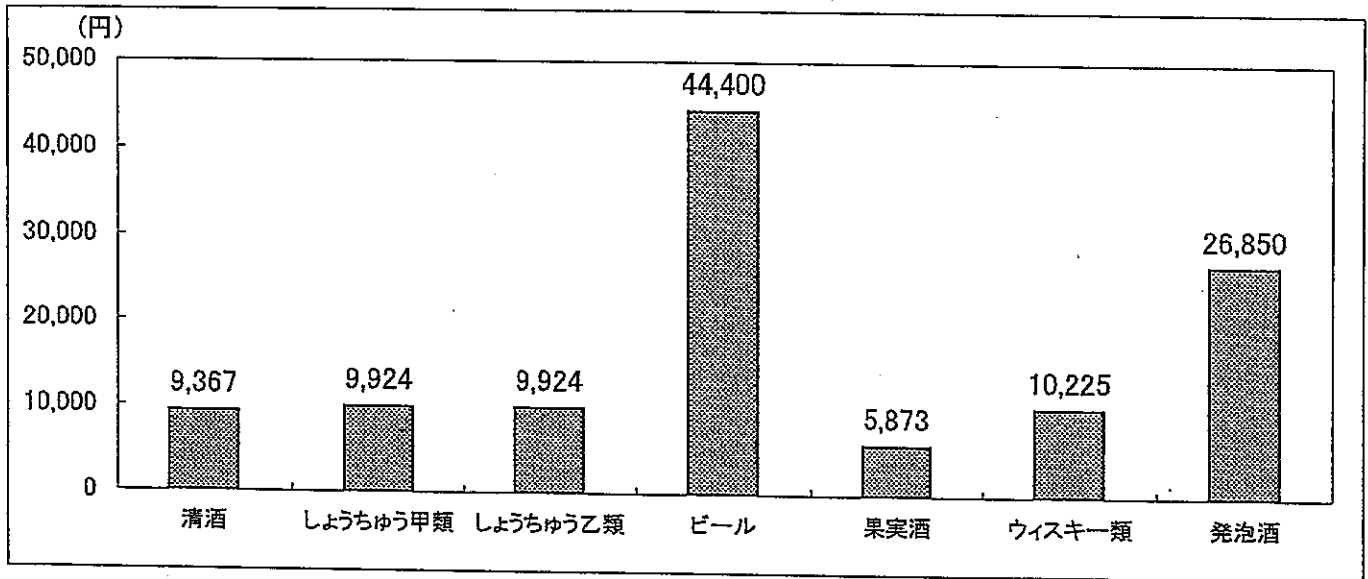
容 量 等	標準的な価格 (消費税抜き)	1本当たり の酒税額	酒 税 負担率
	円	円	%
上撰 15度 1.8ℓ 720Mℓ	1,835 777	252.90 101.16	13.8 13.0
15度 1.8ℓ	1,086	170.28	15.7
25度 1.8ℓ			
甲類	1,370	446.58	32.6
乙類(いも)	1,620	446.58	27.6
本みりん 13.5度 1.8ℓ	1,184	38.88	3.3
350Mℓ缶	218	77.70	35.6
720Mℓ	864	50.73	5.9
14度 550Mℓ	543	66.55	12.3
40度 700Mℓ	1,510	286.30	19.0
40度 720Mℓ	980	285.81	29.2
チューハイ 7度 350Mℓ	140	27.78	19.8
発泡酒ベース 5度 350Mℓ	125	27.78	22.2
麦芽25%未満 350Mℓ缶	145	46.98	32.4
その他の雑酒(その他) 5度 350Mℓ缶	125	24.20	19.4

(注) 1. アルコール分は、基準アルコール分である。

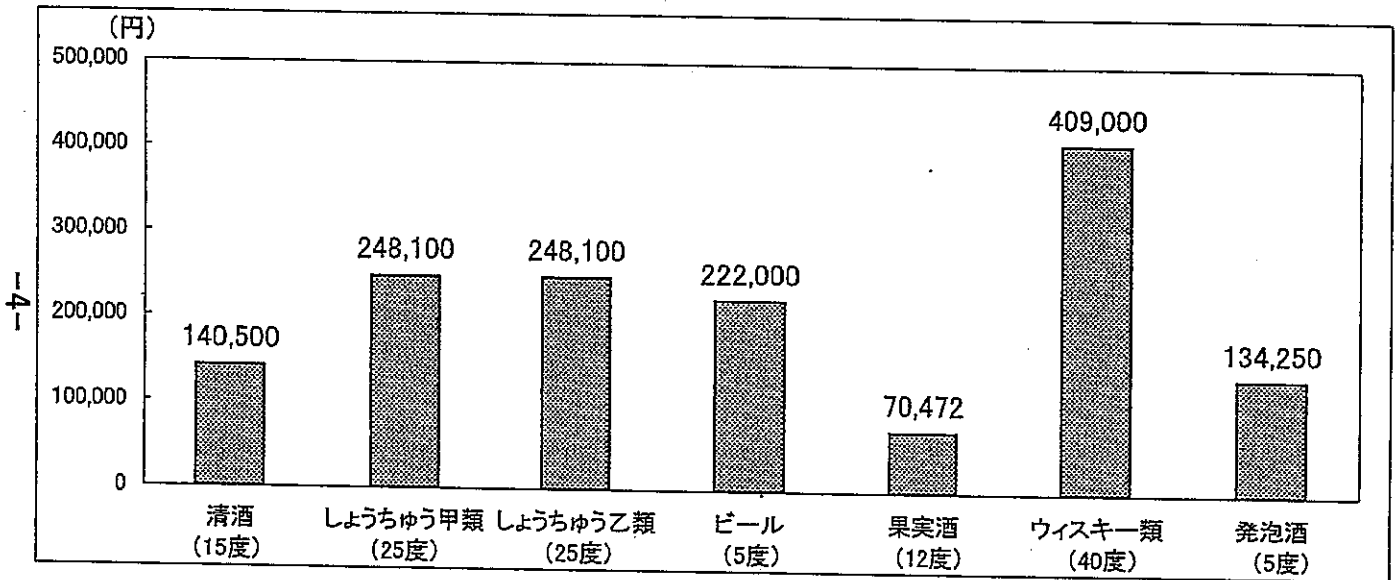
2. アルコール分1度当たりの税率のうち、ビール・発泡酒はアルコール分を5度、果実酒は12度として算出している。

主な酒類の酒税負担

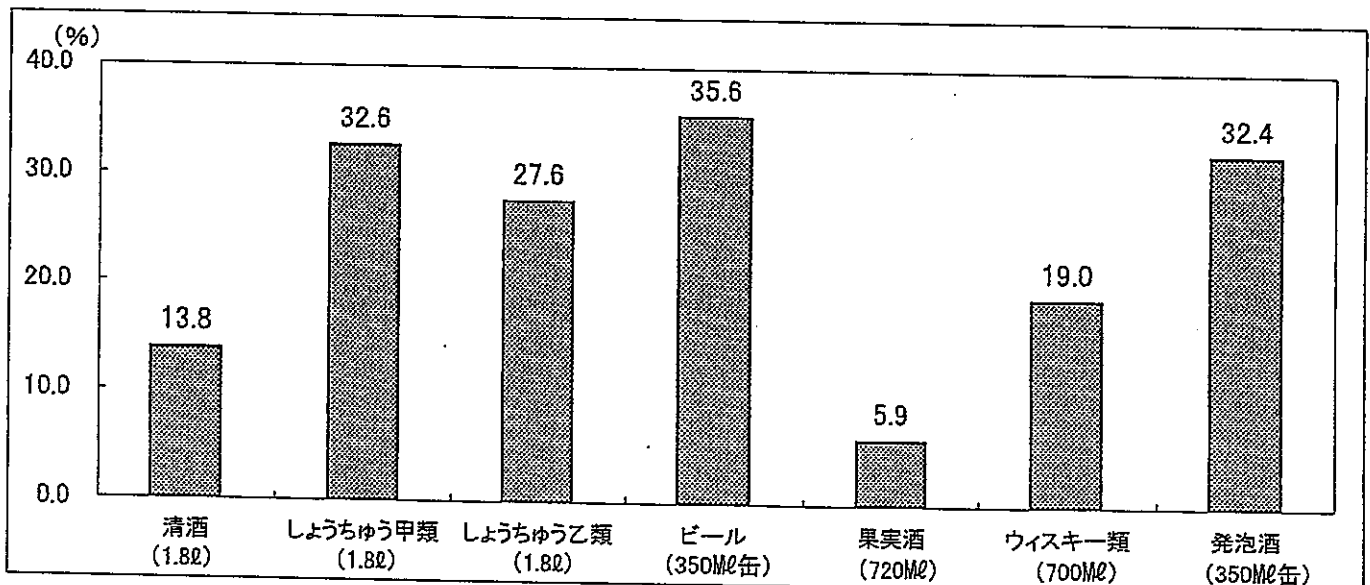
○アルコール分1度当たりの税率



○1ℓ当たりの税率



○通常商品1本当たりの酒税負担率



(備考) 1. アルコール分1度当たりの税率のうち、ビール・発泡酒はアルコール分を5度、果実酒は12度として算出している。
 2. 「通常商品1本当たりの酒税負担率」は、それぞれの標準的な価格(消費税抜き)に占める酒税の負担率である。

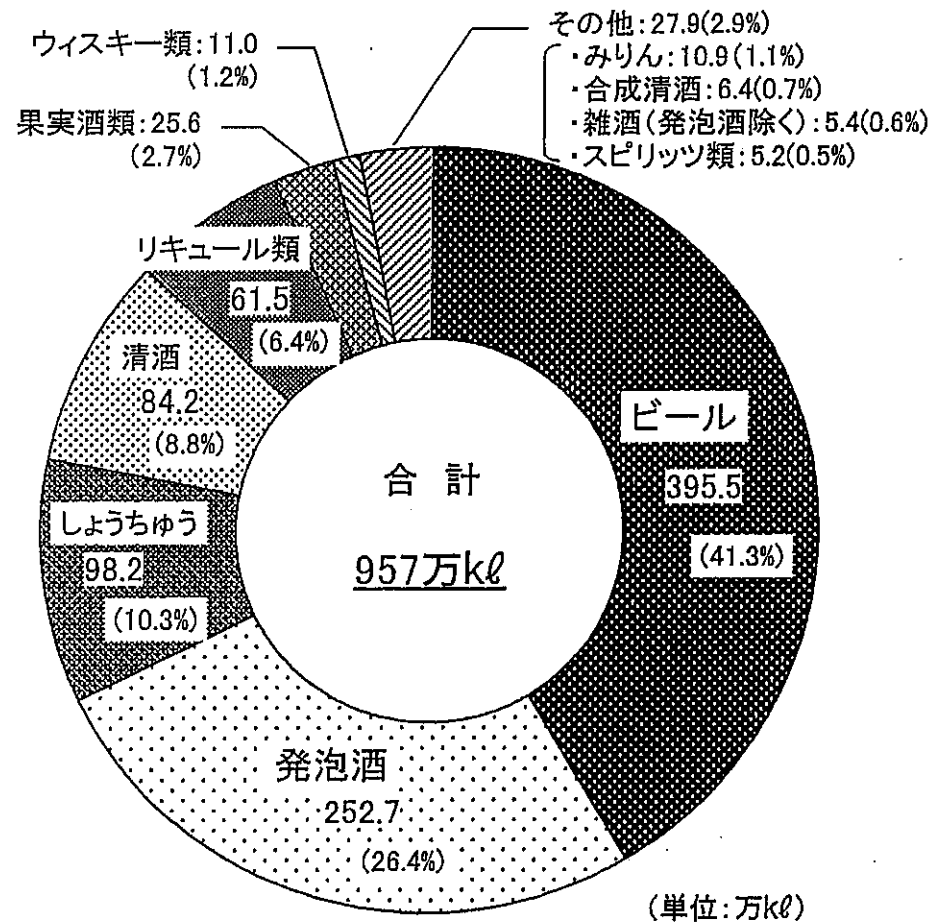
欧米諸国の酒税制度の概要

(平成16年(2004年)1月現在)

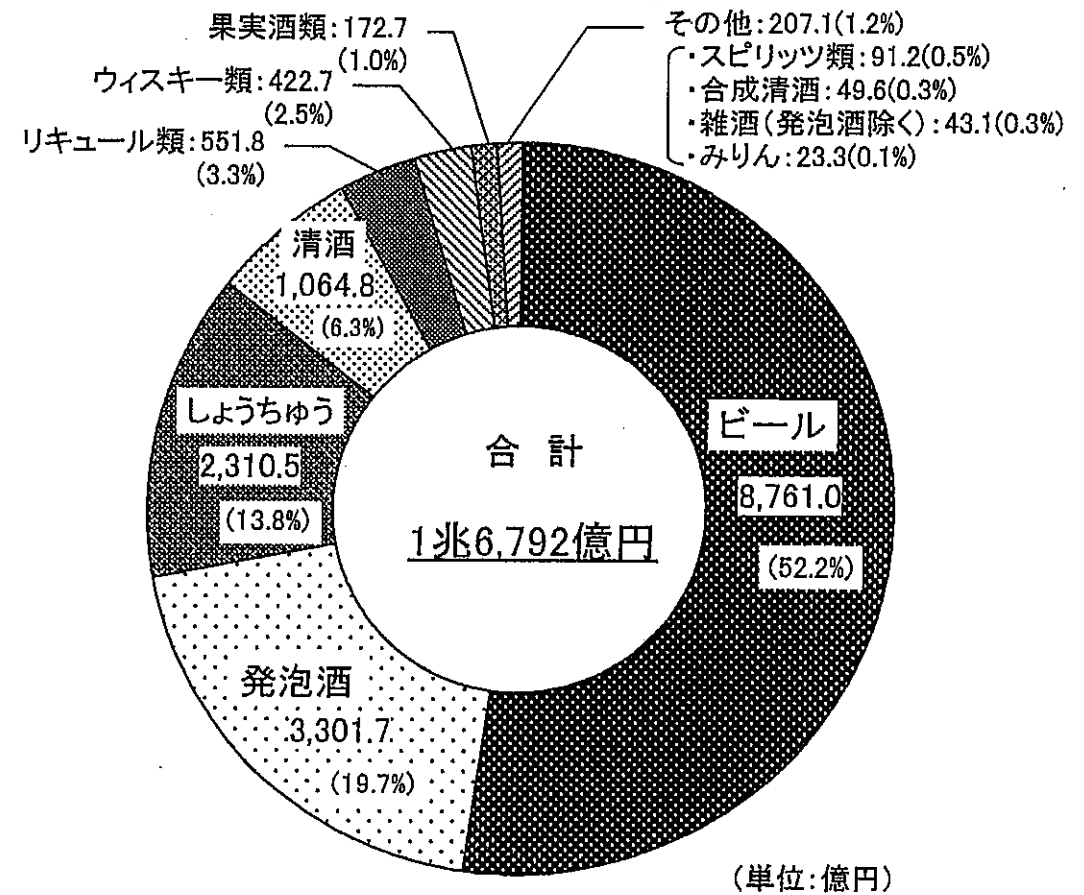
区 分	E C 指 令	イ ギ リ ス	ド イ ツ	フ ラ ン ス	ア メ リ カ
税 目	アルコール税	酒税	蒸留酒税、ビール税(州税)、 発泡性ワイン及び中間製品税	アルコール消費税、ビール等消費 税、ワイン・りんご酒等流通税	酒税
主な税率	(1) エチルアルコール 純アルコール1 h ℓにつき 550ユーロ以上 ただし、1,000ユーロ以下の 税率を適用している加盟国はそ の税率を引き下げてはならず、 1,000ユーロ超の税率を適用し ている加盟国は1,000ユーロ未 満に引き下げてはならない。 (2) ビール 1 h ℓにつき 1 プラト一度ごとに 0.748ユーロ以上 又は、 1 h ℓにつき アルコール1度ごとに 1.87ユーロ以上 (3) ワイン 1 h ℓにつき 0ユーロ以上 (4) 中間製品 1 h ℓにつき 45ユーロ以上	(1) 蒸留酒 純アルコール1 ℓにつき 19.56ポンド (2) ビール 1 h ℓにつきアルコール1 度毎に 12.22ポンド (3) ワイン・混成ワイン 1 h ℓにつき 1.2度超 4度以下 48.91ポンド 4度超5.5度以下 67.25ポンド 5.5度超15度以下158.69ポンド 15度超 22度以下211.58ポンド 22度超 純アルコール1 ℓにつき 19.56ポンド (発泡性ワイン・混成ワイン) 1 h ℓにつき 5.5度超8.5度未満 166.70ポンド 8.5度以上15度以下 220.54ポンド (4) りんご酒・なし酒 1 h ℓにつき 1.2度超7.5度以下 25.61ポンド 7.5度超8.5度未満 38.43ポンド (発泡性りんご酒・なし酒) 1 h ℓにつき 1.2度超5.5度以下 25.61ポンド 5.5度超8.5度未満166.70ポンド	(1) 蒸留酒税 純アルコール1 h ℓにつき 1,303ユーロ (2) ビール税 1 h ℓにつき 1 プラト一度ごとに 0.787ユーロ (注) プラト一度とは、ビールの 麦汁エキスの基本濃度で、ビ ール 100グラム当たりのグラ ム数で示される。 (3) 発泡性ワイン及び中間製品税 (イ) 発泡性ワイン 1 h ℓにつき ・原則 136ユーロ ・アルコール濃度6%未満 51ユーロ (ロ) 中間製品 1 h ℓにつき ・原則 153ユーロ ・アルコール濃度15%未満 102ユーロ ・発泡性ワイン用の容器に入っ ているもの、あるいは、炭酸 濃度が一定以上のもの 136ユーロ	(1) アルコール消費税 (イ) 蒸留酒 純アルコール1 h ℓにつき (a) ラム酒 835ユーロ (b) その他のアルコール製品 1,450ユーロ (ロ) 中間製品 製品1 h ℓにつき (a) 天然甘味ワイン及び 甘味ワイン 54ユーロ (b) その他 214ユーロ (2) ビール等消費税 製品1 h ℓにつきアルコール 1度ごとに (a) アルコール度数 2.8度以下 のもの 1.30ユーロ (b) その他 2.60ユーロ (3) ワイン・りんご酒等流通税 製品1 h ℓにつき (a) 発泡性ワイン 8.40ユーロ (b) その他のワイン 3.40ユーロ (c) りんご酒等 1.20ユーロ	(1) 蒸留酒 1 ブルーフ・ガロンにつき 13.50ドル (2) ビール 31ガロンにつき 18.00ドル (3) ワイン 1 ガロンにつき 14度以下 1.07ドル 14度超21度以下 1.57ドル 21度超24度以下 3.15ドル 1 ブルーフ・ガロンにつき 24度超 13.50ドル (4) 発泡性ワイン 1 ガロンにつき シャンパン等 3.40ドル 人工炭酸酒 3.30ドル (注) ブルーフ・ガロンとは課税 上の単位で、アルコール分50 度のもの1ガロン(3.7854ℓ) をいう。 ・ニューヨーク州税 1 ガンにつき 蒸留酒 24度超… 6.44ドル 24度以下… 2.54ドル ビール 11.00セント ワイン 24度超… 6.44ドル 24度以下… 18.93セント ・ニューヨーク市税 1 ガンにつき 蒸留酒 1.00ドル ビール 12.00セント ワイン 24度超のみ 1.00ドル
備 考	付加価値税 標準税率 15%以上	付加価値税 標準税率 17.5%	付加価値税 標準税率 5— 16%	付加価値税 標準税率 19.6%	小売売上税 (ニューヨーク州、市) 小売価格の8.625%

酒税の課税実績(平成15年度)(概数)

課税数量

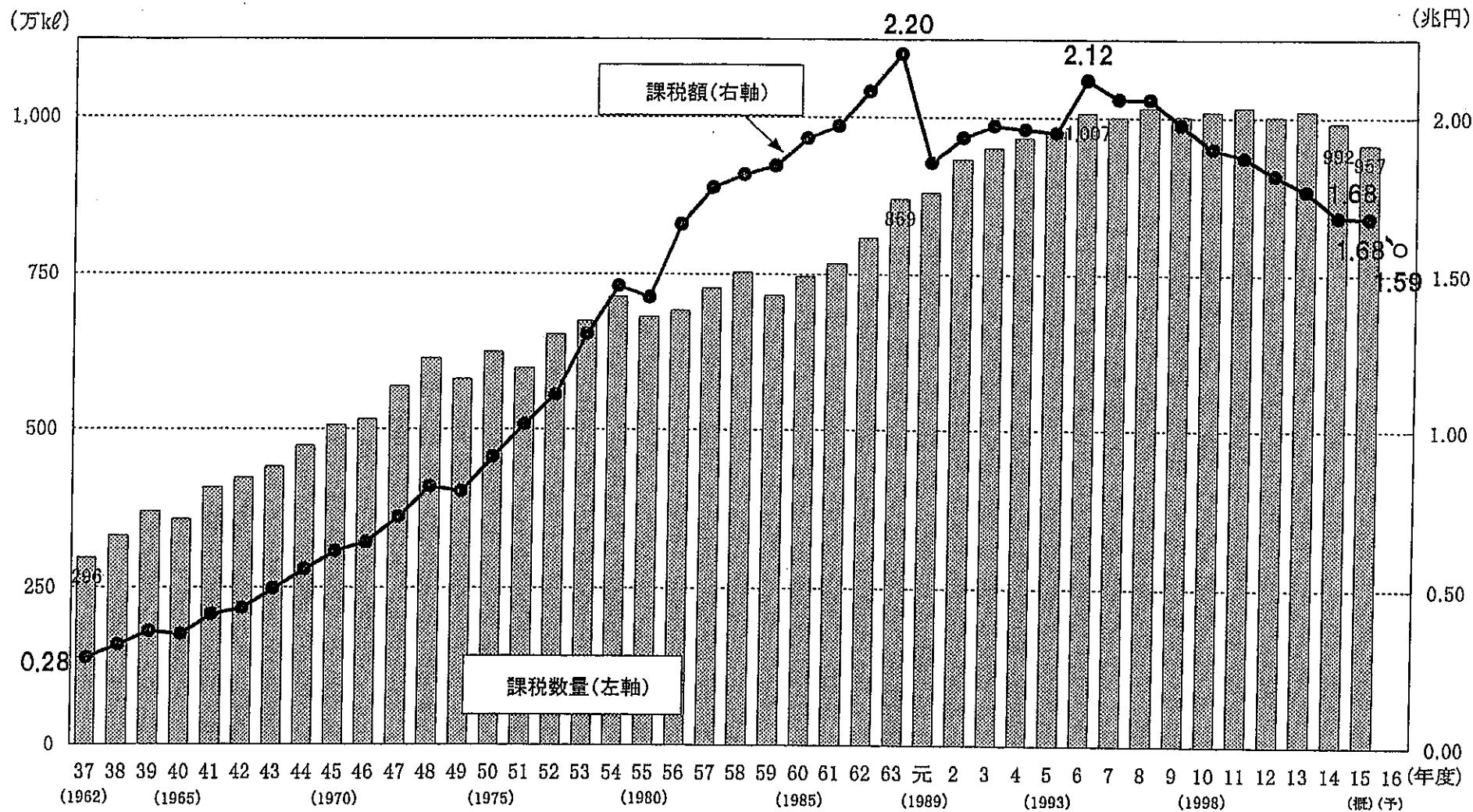


課税額



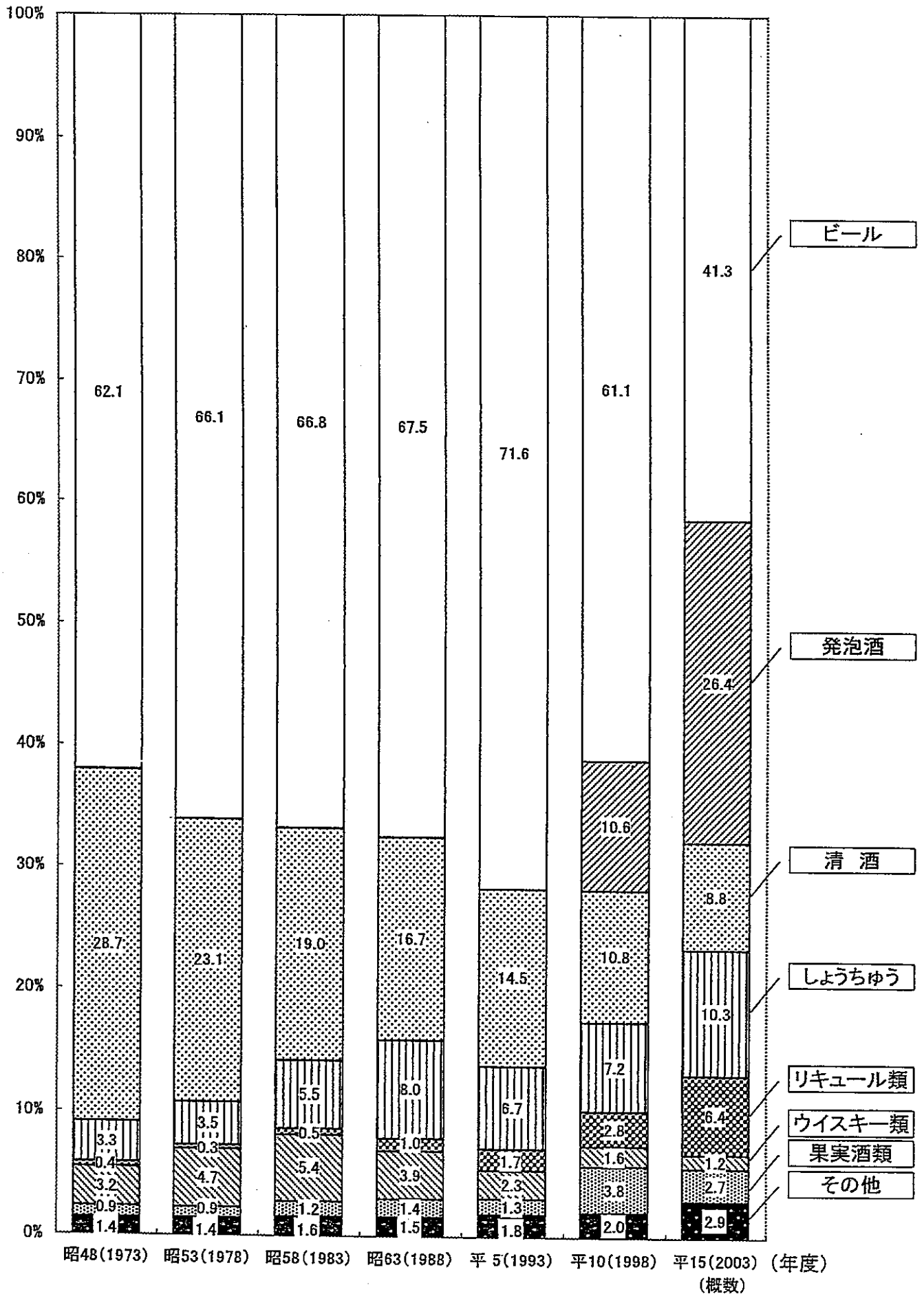
(備考) 国税庁調べ。

酒類課税数量と課税額の推移



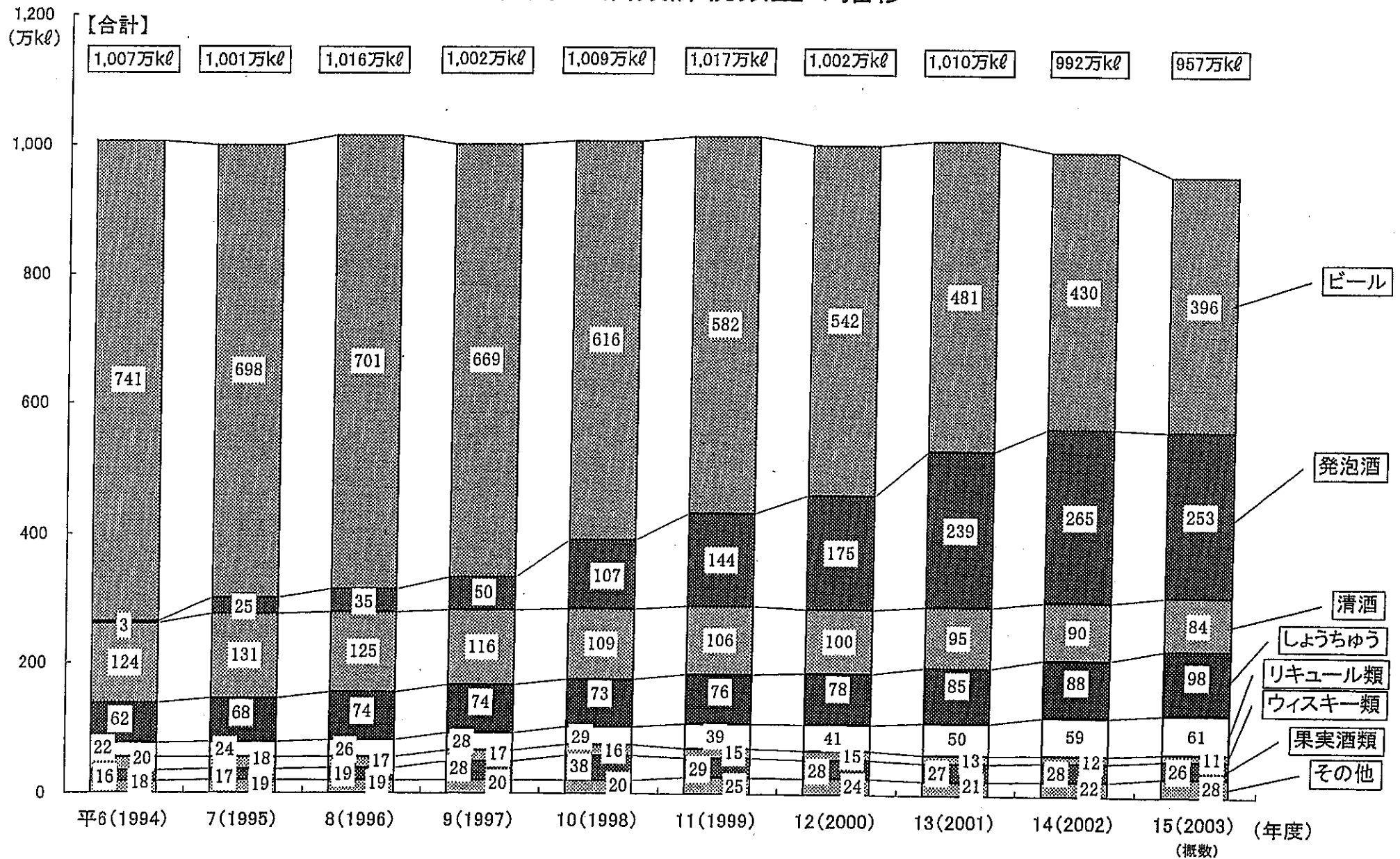
(備考) 国税庁調べ。平成15(2003)年度の課税数量及び課税額は概数、平成16(2004)年度の課税額は予算額である。

酒類課税数量の構成の変化



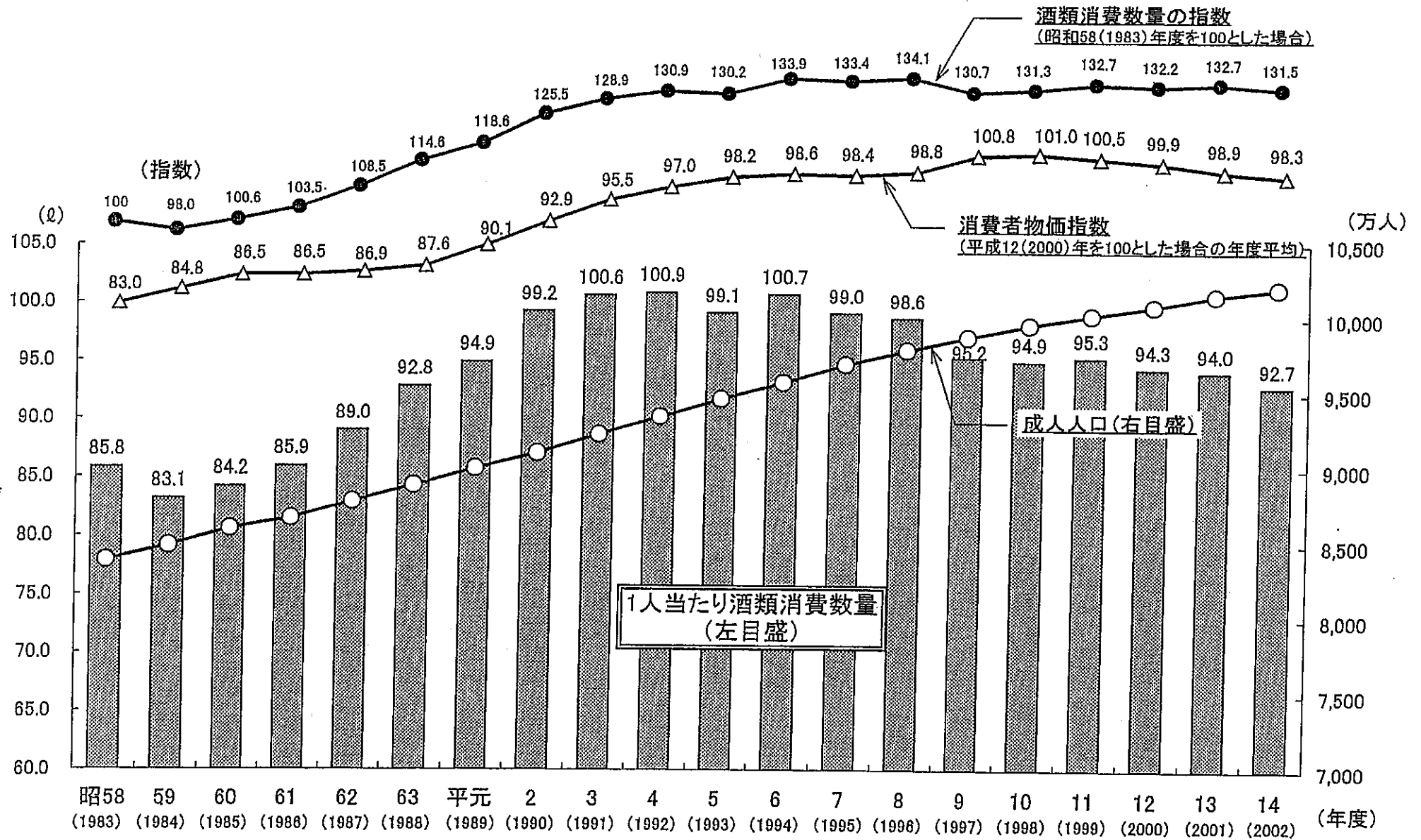
(備考) 国税庁調べ。

近年の酒類課税数量の推移



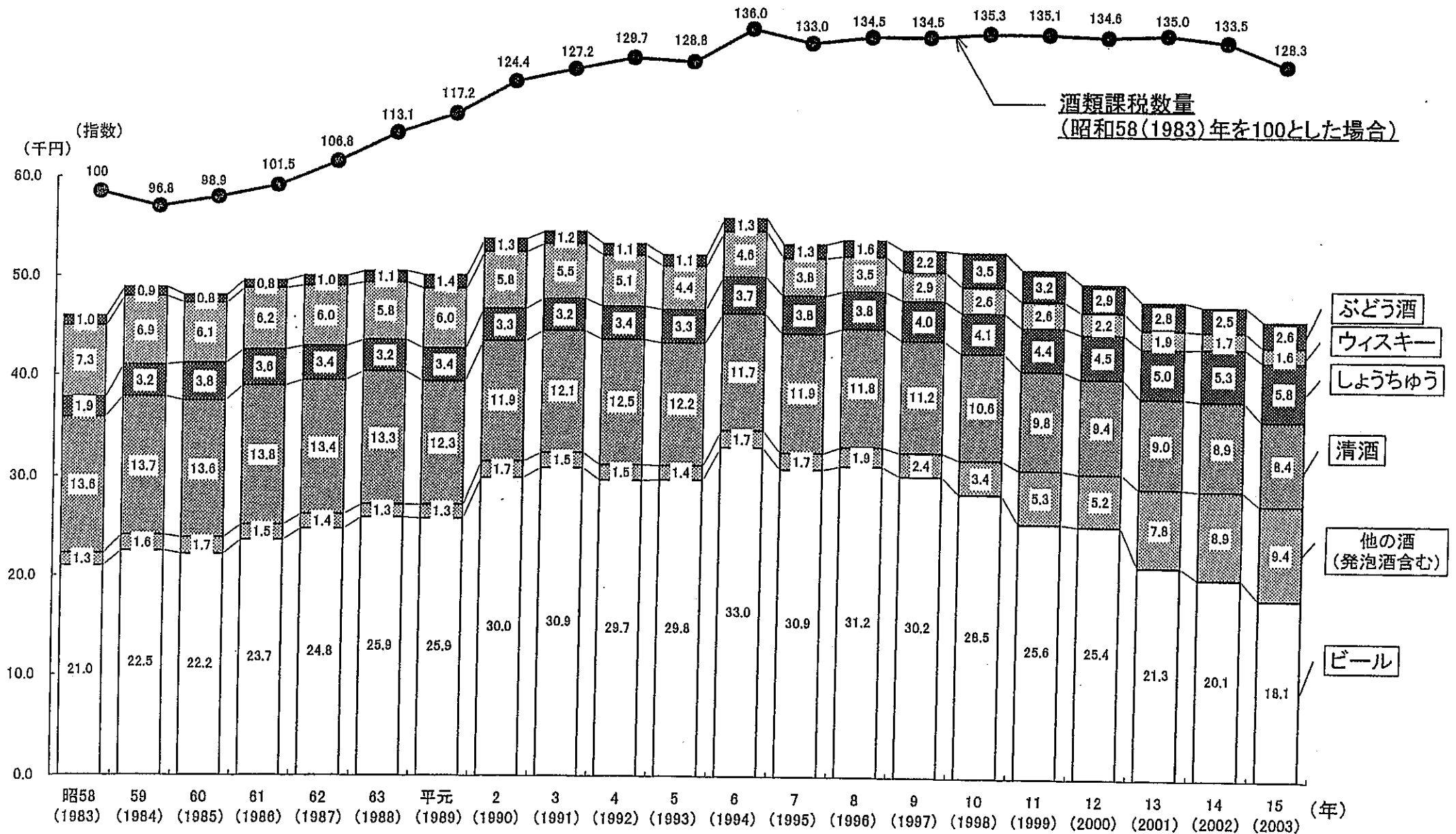
(備考) 国税庁調べ。

成人人口1人当たり酒類消費数量等の推移



- (備考) 1. 酒類消費数量は国税庁調べ。
 2. 消費者物価指数は総務省統計局調べ。
 3. 成人人口は総務省統計局の人口推計年表(各年10月1日現在)のもの。

酒類消費金額(1世帯当たり・年間)の推移



(備考) 酒類消費金額は総務省統計局の「家計調査年報」による(全世帯、全国)の1世帯当たり
酒類課税数量は国税庁調べ。

平成 14 年 6 月

あるべき税制の構築に向けた基本方針（抄）

税 制 調 査 会

第二 個別税目の改革

五 その他

1. 酒税、たばこ税

酒類、たばこについては、特殊なし好品として、諸外国と同様、従来から他の物品に比べ高い税負担を求めてきており、わが国の税体系において重要な役割を果たしてきている。わが国の厳しい財政事情を踏まえれば、今後とも、酒類、たばこの生産・消費の動向等を勘案しつつ、適切な税負担水準の確保に努めていく必要がある。

(1) 酒税

酒税については、税制の中立性、公平性を確保する観点から、現行の酒類の区分（10種類）の簡素化を図り、酒類間の税負担格差を縮小する方向で見直していく。とりわけ「同種・同等のものには同様の負担」という消費課税の基本的考え方に適合していないものについては、早急に負担の均衡を図るべきである。

近年の酒税関係の改正の概要

平成 8 年

【発泡酒の消費実態等を踏まえた税負担等の見直し】

- ⇒ ビールと同一税率の適用範囲を「麦芽比率67%以上」から「麦芽比率50%以上」に拡大
- ⇒ 「麦芽比率25%未満」のものの税率引上げ

平成 9 年
平成 10 年

【蒸留酒間の税率格差の縮小（WTO勧告への対応）】

- ⇒ しょうちゅう等とウイスキー類の税率格差を段階的に縮小（9年度）
- ⇒ WTOの仲裁等による実施時期の繰上げ（10年度）

平成 12 年
平成 13 年

【しょうちゅうとの税率格差に着目した新製品の税負担の適正化（しょうちゅう並課税）】

- ⇒ しょうちゅう類似のみりんに係る特例税率の創設
- ⇒ しょうちゅう類似の合成清酒に係る特例税率の創設

平成 15 年

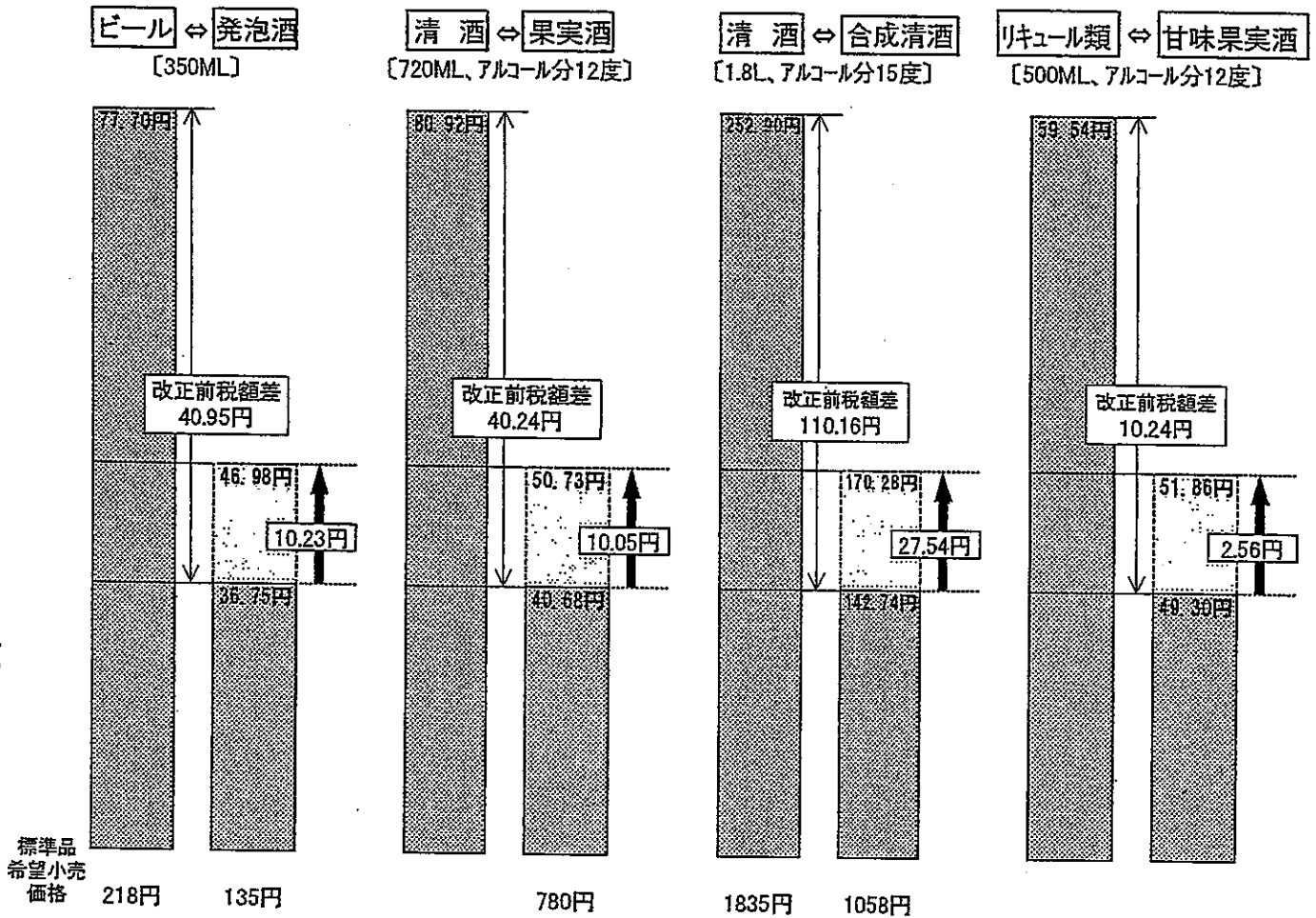
【酒類間の税負担格差の縮小】

- ⇒ 「ビールと発泡酒」、「清酒と果実酒」等の際の税負担格差の4分の1を縮小

酒類間の税負担格差の縮小（平成15年度改正）

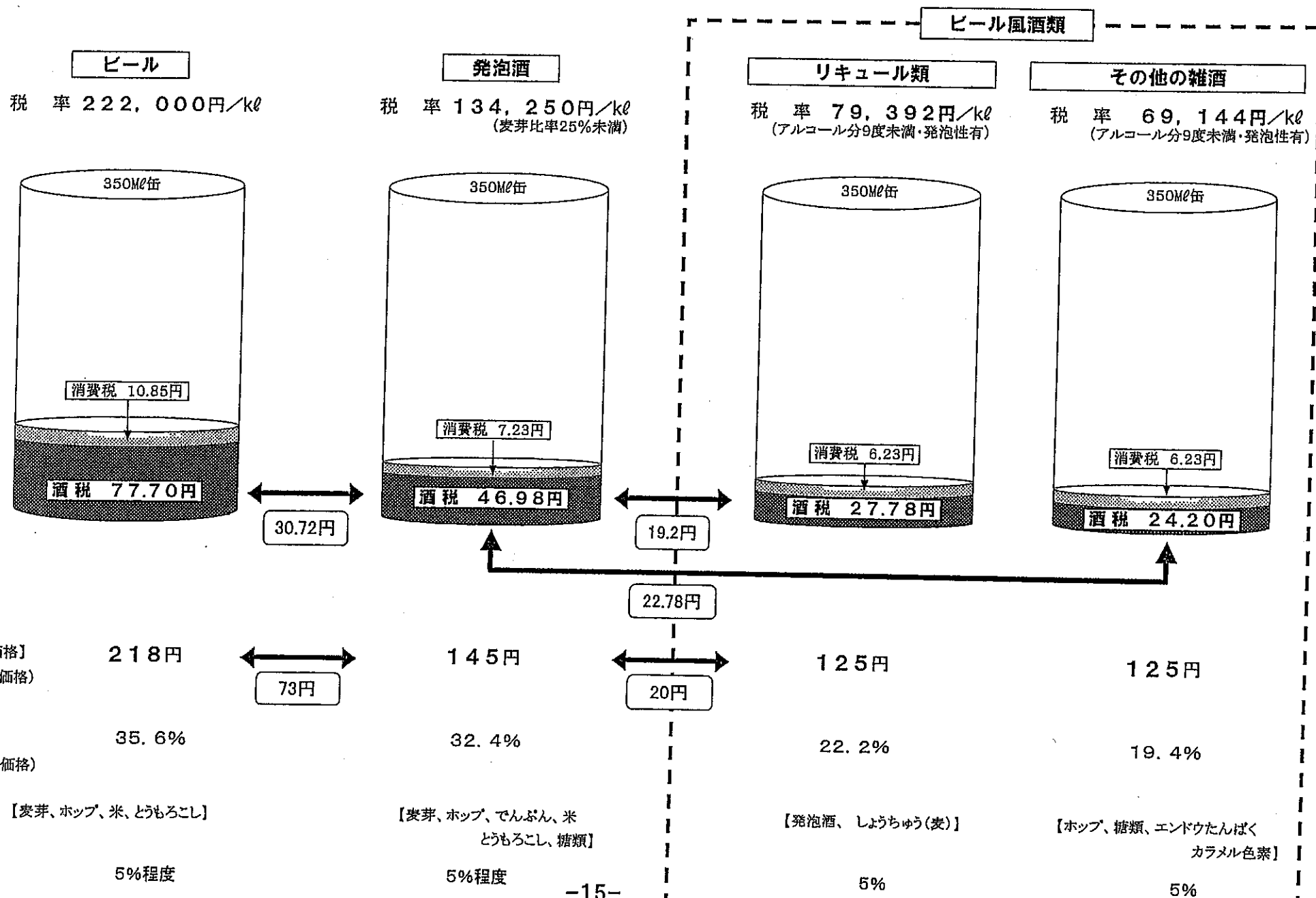
- 発泡酒、果実酒等の税率を見直し、ビール・発泡酒、清酒・果実酒、清酒・合成清酒、リキュール類・甘味果実酒等の間の税負担格差を4分の1縮小

○ 実施時期 平成15年5月1日

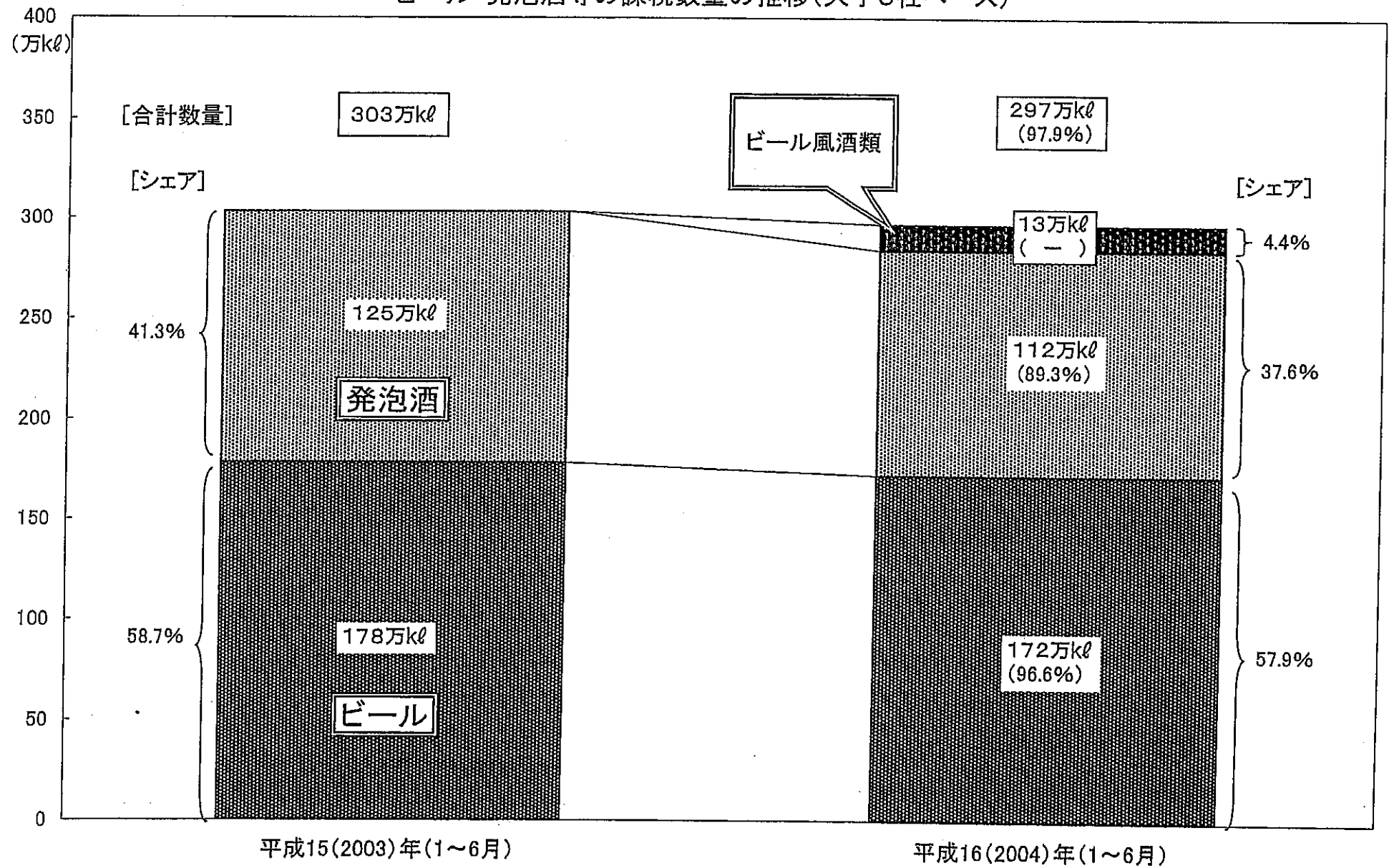


酒 類	アルコール分	税 率	
		改正前(～15. 4. 30)	改正後(15. 5. 1～)
発泡酒 (麦芽比率 25%未満)	—	105,000 円/ℓ	134,250 円/ℓ
〔 麦芽比率 25%以上 50%未満 〕	—	152,700 円/ℓ	178,125 円/ℓ
果実酒	—	56,500 円/ℓ	70,472 円/ℓ
合成清酒	15 度	79,300 円/ℓ	94,600 円/ℓ
甘味果実酒	12 度	98,600 円/ℓ	103,722 円/ℓ
その他の雑酒	12 度	98,600 円/ℓ	103,722 円/ℓ

ビール・発泡酒等の酒税額等



ビール・発泡酒等の課税数量の推移(大手5社ベース)

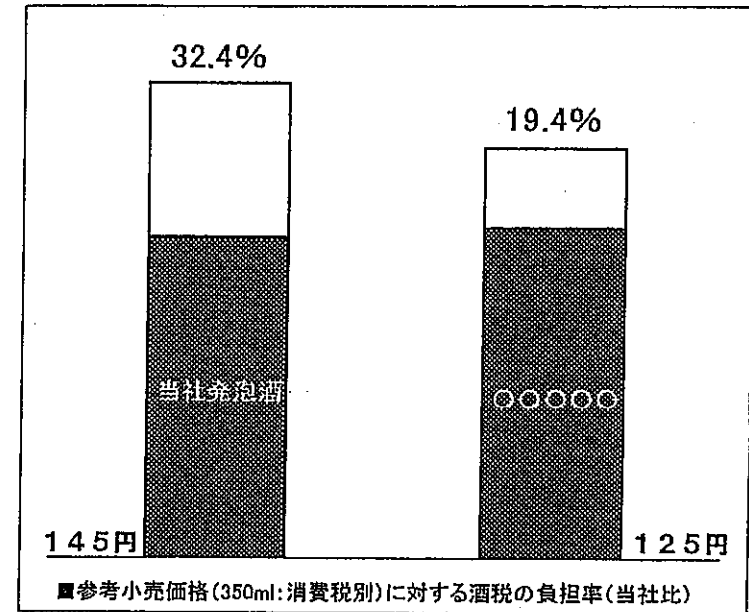
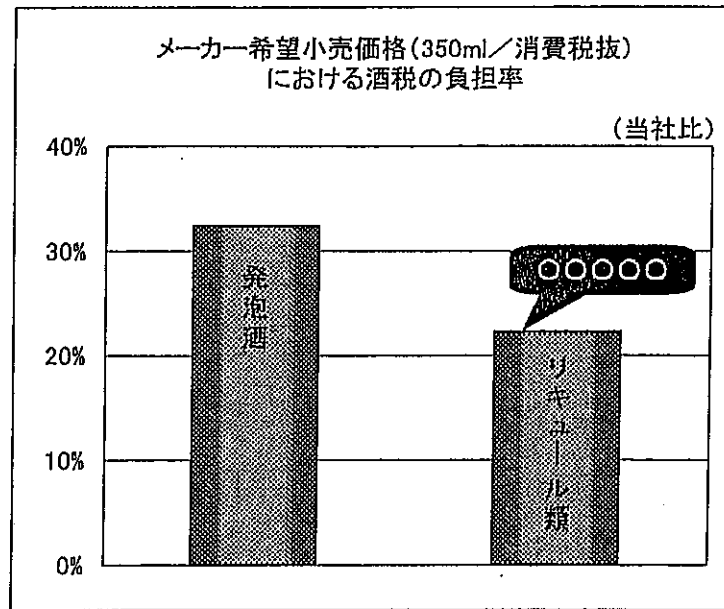


(備考) 各社発表資料による。
()内は対前年同期比。

ビール風酒類の販売の実態

○ メーカー

(例) ビール風酒類の酒税の負担率が発泡酒より低いことを理由として低価格が実現したと広告宣伝。



(備考)実際の広告等を基に作製。

○ 酒販店

(例) ビール風酒類と発泡酒を区別せずに陳列・販売。